

<h1>静 岡 市 報</h1>	号 外
	静岡市葵区追手町 5 番 1 号
	発 行 所 静岡市役所
	編集兼発行人 静岡市長
	発 行 日 毎月1日・随時

目 次

監査公表

- 令和元年度静岡市井川財産区定期監査結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 令和元年度静岡市両河内財産区定期監査結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

監 査 公 表

静岡市監査公表第 1 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づく監査を実施したので、その結果に関する報告を同条第 9 項の規定により下記のとおり公表する。

令和 2 年 3 月 30 日

静岡市監査委員	村 松 眞
同	白 鳥 三和子
同	丹 沢 卓 久
同	池 邨 善 満

記

1 監査の基準

この監査は、静岡市監査基準（平成29年静岡市監査委員告示第 1 号）に基づいて実施した。

2 監査の種類

(1) 監査の名称

令和元年度定期監査（静岡市井川財産区）

(2) 根拠法令

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項

3 監査の対象

原則として、平成31年4月1日から令和元年10月31日までに執行された事務事業を対象に監査を実施した。

4 監査の着眼点

- (1) 予算の執行は計画的かつ効率的に行われているか。
- (2) 事務処理で法令等に違反するものはないか。
- (3) 事務事業の執行に当たっては、財産区財産の管理及び処分又は廃止の適切な実施に努めているか。
- (4) その他事務の執行が適正かつ的確に行われているか。

5 監査の主な実施内容

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行が適正に行われているかについて、正確性、合規性、3E（経済性、効率性、有効性）の観点から、関係書類の調査、関係職員からの説明聴取等の方法により監査を実施した。

6 監査の実施場所及び日程

(1) 実施場所

監査委員事務局執務室など

(2) 日程

令和元年11月8日から令和2年3月30日まで

7 監査の結果

監査した結果、1件の指摘事項があった。

【指摘事項】

井川財産区土地貸付料収入の調定事務の失念について・・・【合規性の観点】

財産区における歳入の調定事務については、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第222条の規定により市の財務に関する規定が準用されること、市予算規則によれば、財

産の長期貸付契約に基づく貸付料収入の歳入調定時期は、年度当初にするものとされている。

しかし、井川財産区の土地貸付料収入について、年度当初の歳入調定伺の起票を失念し、監査期日において、一連の調定事務がなされていなかった。

このことは、当該貸付に係る土地賃貸借契約書には納付期限が「納付書発行より30日以内」と記載されているものの、具体的な納期限を定めていなかったことが事務失念の誘因の1つと考えられるため、必要な措置を講じられたい。

(注)

1 指摘事項とは、法令、条例、規則等に違反している事項又は経済性、効率性、若しくは有効性の観点から改善を要する事項など、指摘すべき事項として、地方自治法の規定に基づき監査結果報告書に記載し、公表するものである。

なお、経済性、効率性及び有効性の意味は以下のとおりであり、これらを「3E」と総称する。

- ・経済性 (Economy)・・・より少ない費用で実施できないか。
- ・効率性 (Efficiency)・・・同じ費用で、より大きな効果は得られないか。
- ・有効性 (Effectiveness)・・・目的を達成し、効果を上げているか。

2 指導事項とは、上記1以外で、軽微な誤りと認められる事項等である。

静岡市監査公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく監査を実施したので、その結果に関する報告を同条第9項の規定により下記のとおり公表する。

令和2年3月30日

静岡市監査委員 村 松 眞
同 白 鳥 三和子
同 丹 沢 卓 久

同 池 邨 善 満

記

1 監査の基準

この監査は、静岡市監査基準（平成29年静岡市監査委員告示第1号）に基づいて実施した。

2 監査の種類

(1) 監査の名称

令和元年度定期監査（静岡市両河内財産区）

(2) 根拠法令

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項

3 監査の対象

原則として、平成31年4月1日から令和元年10月31日までに執行された事務事業を対象に監査を実施した。

4 監査の着眼点

(1) 予算の執行は計画的かつ効率的に行われているか。

(2) 事務処理で法令等に違反するものはないか。

(3) 事務事業の執行に当たっては、財産区財産の管理及び処分又は廃止の適切な実施に努めているか。

(4) その他事務の執行が適正かつ的確に行われているか。

5 監査の主な実施内容

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行が適正に行われているかについて、正確性、合規性、3E（経済性、効率性、有効性）の観点から、関係書類の調査、関係職員からの説明聴取等の方法により監査を実施した。

6 監査の実施場所及び日程

(1) 実施場所

監査委員事務局執務室など

(2) 日程

令和元年11月8日から令和2年3月30日まで

7 監査の結果

監査した結果、指摘事項及び指導事項はなかった。

(注)

1 指摘事項とは、法令、条例、規則等に違反している事項又は経済性、効率性、若しくは有効性の観点から改善を要する事項など、指摘すべき事項として、地方自治法の規定に基づき監査結果報告書に記載し、公表するものである。

なお、経済性、効率性及び有効性の意味は以下のとおりであり、これらを「3E」と総称する。

- ・経済性 (Economy)・・・より少ない費用で実施できないか。
- ・効率性 (Efficiency)・・・同じ費用で、より大きな効果は得られないか。
- ・有効性 (Effectiveness)・・・目的を達成し、効果を上げているか。

2 指導事項とは、上記1以外で、軽微な誤りと認められる事項等である。